

別紙 1 (技術資料例 (施設保全管理業務))

(様式一 1)

令和 年 月 日

〇〇支社長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電 話 番 号

印

**技術資料の提出について**

令和 年 月 日付けで、入札公告のありました〇〇地区水質保全管理業務について、競争参加資格確認申請したいので、下記のとおり技術資料を提出します。

記

提出資料 技術資料

正 1 部

写 1 部

以 上

## 配置予定管理技術者の資格等

(会社名)

配置予定管理技術者の 氏名 ※注1	国家資格 ※注2	実務経験 年数 ※注3	業務内容 ※注4	業務名称等						
				業務名	業務箇所	契約金額	履行期間	発注者名	従事役職 ※注5	設備諸元等
〇〇 △△										設備箇所名称： プラント処理能力：
△△ □□										設備箇所名称： プラント処理能力：

注1) 配置予定管理技術者として複数名の記入を可とするが、管理技術者として配置する技術者は必ずこのリストに記入した者の中から選定するものとする。なお、複数名で記入された場合、リストの中の配置予定管理技術者のうち最低の業務経験を有する技術者で評価する。

注2) 浄化槽技術管理者資格の取得年及び登録番号を記入すること。なお、資格認定書等で内容が確認できる資料を添付すること。

注3) 実務経験年数には、浄化槽設備にかかる保守点検、施設保全管理業務又は施設特殊検査業務に従事した経験年数を記入すること。

なお、処理対象人員501人以上の浄化槽にかかる保守点検、施設保全管理業務又は施設特殊検査業務に従事した経験年数も併記すること。

注4) 業務内容は、浄化槽設備における保守点検、施設特殊検査業務、施設保全管理業務に従事したことがわかるように記入すること。なお、業務内容は配置予定管理技術者に対し、複数の記入を可とする。

注5) 従事役職には、管理技術者に従事した経験がある場合に「管理技術者」と記入すること。

## 配置予定施設保全管理員（水質）の資格等

(会社名)

配置予定施設保全管理員の氏名 ※注1	資格 ※注2	学歴	実務経験年数1 ※注3	実務経験年数2 ※注4	業務内容 ※注5	業務名称等					
						業務名	業務箇所	契約金額	履行期間	発注者名	従事役職
〇〇 △△	浄化槽技術管理者	〇〇大学工学部 機械工学科卒業									
△△ □□	浄化槽技術管理者										

注1) 施設保全管理員として配置する技術者は必ずこのリストに記入した者の中から配置するものとする。

注2) 資格認定書等で内容が確認できる資料を添付すること。

注3) 実務経験年数1には、浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験年数を記入すること。

注4) 実務経験年数2には、処理対象人員501人以上の浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験年数を記入すること。

注5) 業務内容は、保守点検に従事した浄化槽の処理対象人員がわかるように記載すること。

## 施設特殊検査業務（水質）実施予定の施設保全点検員の資格等

(会社名)

配置予定施設保全点検員の氏名 ※注 1	国家資格 ※注 2	実務経験年数 ※注 3	業務内容 ※注 4	業 務 名 称 等					
				業務名	業務箇所	契約金額	履行期間	発注者名	従事役職
〇〇 △△	浄化槽管理士								
△△ □□	浄化槽管理士								
△△ □□	浄化槽管理士								

注 1) 施設特殊検査業務（水質）は、このリストの中から必ず施設保全点検員を 2 名以上選定し、業務を実施しなければならない。

注 2) 資格認定書等で内容が確認できる資料を添付すること。

注 3) 実務経験年数には、浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験年数を記入すること。

注 4) 業務内容は、保守点検に従事した浄化槽の処理対象人員がわかるように記載すること。

## 業務の実施方針及び手法

本業務の実施方針及び手法の記述にあたっては、〇〇地区水質保全管理業務について、入札公告、西日本高速道路株式会社「水質保全管理業務共通仕様書」（令和〇年〇月）及び配布資料等を基に、下記項目の指示に従って記述するものとする。

**【各項目における課題については1例であり、当該業務の内容に応じて設定するものとする。】**

- ① **沿道状況、気象特性、交通特性、道路構造及び点検対象設備を踏まえた業務の実施上の技術的留意事項**（記述スペースについては、小項目毎にA4判1頁以内とし、これとは別にA4サイズ3頁以内の説明用の図表を添付してもよい。）
  - ・沿道状況、気象特性、交通特性、道路構造及び点検対象設備の特徴について記述する。
  - ・上記の特徴を踏まえた業務実施上の留意点について記述する。
- ② **業務の実施方針及び手法**（次の13)以外の記述スペースについては、小項目毎にA4判1頁以内とし、これとは別にA4サイズ3頁以内の説明用の図表を添付してもよい。）
  - 1) 補修計画
    - ・特殊検査業務（施設構造検査）の検査結果に関する補修計画の提言方針について記述する。
  - 2) 現場管理
    - ・高圧電線路の近接工事における施設保全管理員の立会い時の留意事項等について記述する。
  - 3) 緊急対応
    - ・休憩施設において、受電停電が発生した場合における施設保全管理員の留意事項等について記述する。
  - 4) 交通規制
    - ・路肩に車両を停車させる場合の具体的作業手順と、一般車両の安全に対する留意事項等について記述する。
  - 5) 特殊検査業務（施設定期検査）
    - ・施設特殊検査業務（施設）の定期検査における留意事項等について記述する。
  - 6) 特殊検査業務（水質定期検査）
    - ・施設特殊検査業務（水質）の定期検査における留意事項等について記述する。
  - 7) 故障対応
    - ・施設特殊検査業務実施中に設備の以上を発見した場合の留意事項等について記述する。
  - 8) 記 録
    - ・施設特殊検査業務の検査結果の記録を行う上での留意事項及び手法について記述する。
  - 9) 浄化槽保守点検業の登録状況
    - ・様式－5－2により記述する。
  - 10) 緊急時の対応（企業の支援体制等）
    - ・やむを得ない理由により、当初配置した管理技術者を継続して配置できなくなった場合の企業における業務支援体制について記述する。
- ③ **安全対策に関する事項**（記述スペースについてはA4判1頁以内とし、これとは別にA4サイズ3頁以内の説明用の図表を添付してもよい。）
  - ・会社としての安全管理体制と施設保全点検員等への安全教育について具体的に記述する。

## 浄化槽保守点検業の登録状況

（自社又は委任予定会社）

当該業務対象都道府県名 (保健所を設置する市にあっては市)	〇〇県	××県	△△県
委任予定の有無			
施設保全管理業務（水質）及び施設特殊検査業務（水質）の委任予定会社名（委任しない場合は記入不用）			
浄化槽保守点検業者登録番号	登（○）第××号	登（○）第××号	登（○）第××号
有効期限満了日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
浄化槽保守点検業者登録申請予定の有無			

注１）当該業務を行うにあたって浄化槽保守点検業の登録が必要となる都道府県（保健所を設置する市にあっては市）について、全て記入すること。

注２）施設保全管理業務（水質）及び施設特殊検査業務（水質）について、委任予定の有無を記入すること。

注３）浄化槽保守点検業者登録通知等で内容が確認できる資料を添付すること。

注４）当該業務に必要な都道府県（保健所を設置する市にあっては市）の全て又は一部において新規に浄化槽保守点検業の登録を行う予定の場合は、「浄化槽保守点検業者登録申請予定の有無」欄に「有」と記載すること。

## 別紙－２（標準入札公告例（施設保全管理業務））

### 入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争に付します。

令和●年●月●日  
(契約責任者) 西日本高速道路株式会社  
●●支社長 ●● ●●

### 記

#### 1. 業務概要

(1) 業務名 ○○地区水質保全管理業務【業務名を記入する】

(2) 業務箇所 自) △△県△△市△△町  
至) ××県××市××町

#### (3) 業務内容

本業務は、汚水処理設備等を常に良好な状態に保つとともに必要に応じた制御を行うため、下記に掲げる①及び②の全ての業務を実施するものである。

##### ① 施設保全管理業務

施設保全管理員が施設特殊検査業務の結果を統計解析し設備の改善提案を行うとともに、施設特殊検査業務実施のための技術指導等を行うもの。

##### ② 施設特殊検査業務

施設保全点検員が法令等に定められた基準等により必要に応じ設備の機能停止を行い、主として測定器を用いた計測及び設備間の連携動作確認等を行うもの。

#### (4) 主な業務対象設備

休憩施設等汚水処理設備 ●箇所

・・・

#### (5) 人員の配置等について

① 管理技術者を1名配置する。なお、管理技術者は施設保全管理員又は施設保全点検員を兼ねることができる。

② 施設保全管理員（水質）を下表のとおり配置する。

配置場所名	職 種	配置人員	備 考
●●管理事務所 ●●市●●	施設保全管理員（水質）	●名	土、日、祝日を除く 8:50～17:20

③ 施設保全点検員（水質）は○名以上で施設特殊検査業務（水質）を実施する。

(6) 履行期間 令和●年●月●日～令和□年□月□日（●●●日間）

#### 2. 競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に関する事項

##### (1) 申請書等の提出

競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、技術資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。

##### (2) 申請書等の作成

技術資料は、技術審査要領に基づき作成するものとする。

##### (3) 申請書等の入手方法

入札参加希望者は、技術審査要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、金抜設計書、共通仕様書及び特記仕様書を入札公告の日から令和●年●月●日まで（土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は、「祝日及び年末年始（令和●年●月●日から令和●年●月●日）」とする。】（以下「休日」という。）を除く）、入札情報公開システムにより提供する。

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「●●●●●●●●」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前●時から午後●時まで、下記の場所において入手することができる。

西日本高速道路株式会社●●支社 総務企画部 経理課

(住所) 〒●●●●-●●●● ●●県●●市●●区●●

(電話番号) ●●●-●●●-●●●● (4) 申請書等の提出

(4) 申請書等の提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

- ① 提出期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日までの(休日を除く)毎日午前10時から午後4時まで(ただし、郵送(書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。)によるときは、期限までに上記2.(3)へ必着させること。)
- ② 提出場所 2.(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送すること。

### 3. 技術資料の審査に関する事項

入札参加希望者から提出される技術資料により、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 配置予定技術者の業務実施能力
- (2) 業務の実施方針及び手法
- (3) その他支社長が必要と認める事項【その他支社等の長が必要と認める事項があれば記載すること。】

### 4. 知識確認に関する事項

入札参加希望者の業務遂行能力を確認するため、知識確認を行う。

なお、知識確認の実施に係る詳細については、記2.(3)の技術審査要領中別紙「知識確認実施概要」による。

- (1) 内容  
施設保全管理業務共通仕様書等の内容に関する設問により、配置予定管理技術者及び施設保全管理員が業務遂行上必要となる知識を有しているかを確認する。
- (2) 実施時期  
知識確認の実施時期は、令和●年●月●旬(予定)
- (3) 確認対象者  
知識確認の対象者は、入札参加希望者が提出する技術資料において、配置予定として記載した管理技術者及び施設保全管理員【保守員及び検査員】全てとする。
- (4) 入札参加希望者への通知  
知識確認の実施日時、実施場所及び対象者の氏名を知識確認実施日の7日前までに入札参加希望者に別途通知する。

### 5. 競争参加資格

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成●・●年度西日本高速道路株式会社●●支社調査等一般競争(指名競争)参加資格のうち「施設保全点検」の認定を受けている者であること。
- (3) 競争参加資格確認するために要求される性能要件は次に掲げる①から②のとおりとする。  
なお、下記①及び②に係る審査基準等の詳細については、それぞれ記2.(3)の技術審査要領中参考の「技術審査における評価項目及び評価の着目点」による。

#### ① 技術資料の審査に関する事項

##### i) 配置予定技術者の業務実施能力

- ・管理技術者は、表-1に示す国家資格及び実務経験を有さなければならない。
- ・施設保全管理業務(水質)において配置予定の施設保全管理員は、表-2に示す資格及び学歴に応じた実務経験年数以上を有していなければならない。
- ・施設特殊検査業務(水質)において配置予定の施設保全点検員は、浄化槽管理士の資格及び浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を1年以上有していなければならない。



ii) 業務の実施方針及び手法

- ・業務の実施方針及び手法が妥当であること。

② 知識確認に関する事項

記4.における知識確認の結果に基づき、施設保全管理業務を適正に遂行する能力を有すると認められる者を記1.(6)のとおり契約期間中継続して配置できること。

- (3) 申請書等の提出期限の日(提出期限の日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」(平成17年要領第96号)に基づき「地域●」において競争参加資格停止(以下「競争参加資格停止」という。)を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 競争参加資格に関する事項

- (1) 入札参加希望者から提出された技術資料及び入札参加希望者の知識確認の結果、記5.に定める競争参加資格の確認を行い、競争参加資格確認結果を通知するものとする。
- (2) (1)で競争参加資格を確認する者に対しては、競争参加資格確認結果通知書に記3.の技術資料の審査及び記4.の知識確認の結果、配置予定技術者における技術的適性の有無について明らかにした「技術審査結果一覧表」を添付したうえ、通知するものとする。

7. 入札書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限：令和●年●月●日(●)●●時●●分まで
- ②場 所：上記2.(3)に同じ。
- ③方 法：持参又は郵送すること。

8. 開札の日時及び場所

- ①開札日時：令和●年●月●日(●)●●時●●分
- ②場 所：上記2.(3)の●●会議室

9. その他

- (1) 本件業務に係る次年度の契約を、本件業務の契約の相手方と随意契約により締結する場合があります。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者は、競争参加資格を認めないとともに、競争参加資格停止を行うことがある。また、競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 記5.(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記2.(4)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 申請書等の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書等の受領期限以降において、提出した技術資料に記載した配置予定の管理技術者、施設保全管理員、及び施設保全点検員【保守員及び検査員】(以下「配置予定技術者」という。)は、原則として変更できない。  
ただし、本人の病気、死亡等きわめて特別な理由でやむを得ず当該配置予定技術者を配置できなくなった場合は、速やかに契約責任者に当該配置予定技術者の変更について届け出たうえ、代替者が配置予定者と同等以上の業務の遂行能力を有する者であるとの契約責任者の承諾を得なければならない。
- なお、申請書等の受領期限以降、入札までの間において、当初技術資料に記載した配置予定技術者、又は契約責任者の承諾を得た配置予定技術者を配置できない場合は、入札に参加できないものとし、また、落札決定後、契約締結までの間において、当該配置予定技術者を配置できない場合は、契約を締結しないものとする。
- (7) 手続に関する問合せ窓口は、記2.(3)に同じ。

**表－1 管理技術者の資格要件**

国家資格	実務経験
浄化槽技術管理者	浄化槽設備にかかわる保守点検に従事した経験を5年以上有するものとする。ただし、処理対象人員〇〇〇人以上の浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を3年以上含むこと。

**表－2 施設保全管理業務（水質）に従事する施設保全管理員の資格要件**

資格	学歴	実務経験年数	実務経験の内容
浄化槽技術管理者	大学卒業	5年	浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験をいう。ただし、処理対象人員〇〇〇人以上の浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を3年以上含むこと。
	短大、専門学校卒業	7年	
	高校卒業者	9年	

別紙－3（技術審査要領例（施設保全管理業務））

## 〇〇地区水質保全管理業務

### 技術審査要領

令和〇年〇月

西日本高速道路株式会社〇〇支社

網掛け部は、交付する「技術審査要領」では削除すること。

## 技術審査要領

### 1. 入札公告日

令和●年●月●日

### 2. 契約責任者

西日本高速道路株式会社 ●●支社 支社長 ●●●●

### 3. 担当部署

西日本高速道路株式会社 ●●支社 総務企画部 経理課

### 4. 業務概要

#### (1) 業務目的

本業務は、サービスエリア・パーキングエリア・インターチェンジ等に設置された、上水設備、汚水処理設備等を常に良好な状態に保つとともに必要に応じた運用を行うことを目的に、施設保全管理業務及び施設特殊検査業務を実施するものである。

#### (2) 履行場所

自) △△県△△市△△町

至) ××県××市××町

#### (3) 業務内容

##### ① 施設保全管理業務

施設保全管理員が施設特殊検査業務の結果を統計解析し設備の改善提案を行うとともに、施設特殊検査業務実施のための技術指導等を行うもの。

##### ② 施設特殊検査業務

施設保全点検員が法令等に定められた基準等により必要に応じ設備の機能停止を行い、主として測定器を用いた計測及び設備間の連携動作確認等を行うもの。

#### (4) 履行期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

### 5. 競争参加資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条に該当しない者であること。

(2) 開札時に、平成●・●年度西日本高速道路株式会社●●支社調査等一般競争（指名競争）参加資格のうち、「施設保全点検業務」の認定を受けている者であること。

(3) 競争参加者として競争参加資格を確認されるために要求される性能要件は次に掲げる①及び②のとおりとする。

#### ①技術資料の審査に関する事項

##### i) 企業の経験・実績等

業務実績等	求める要件
平成○年度以降の業務実績	・元請として上水設備及び浄化槽設備にかかる保守点検業務の実績
平成○年度の業務成績 (当該契約業務の業績評価)	・平成○年度業務実施者にあつては、業績評価がCでないこと
浄化槽保守点検業の登録状況	・○○県内における当該設備設置自治体の登録があり又は登録申請予定中であり開札日までに許可が得られること

ii) 配置予定技術者の業務実施能力

イ) 配置人数等

次の表のとおり、技術者を配置し業務を実施することとする。

業務名等	技術者	配置期間	配置人数 (注1)
管理技術者	—— (注2)	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	○名
施設保全管理業務	施設保全管理員(水質)	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	○名
施設特殊検査業務(水質)	施設保全点検員(水質) 2名以上で業務を実施する (注3)		

注1) 配置人数とは、業務履行時に配置する人数をいう。

なお、当該業務に配置可能な技術者としては、施設保全管理員(水質)は△名以上を必要とする。【△名について、配置人数に1名を加算した人数を標準とする。】

注2) 管理技術者は、施設保全管理員(水質)又は施設保全点検員(水質)を兼ねることができる。

注3) 施設特殊検査業務に配置可能な技術者としては、施設保全点検員(水質)は○名以上を必要とする。

ロ) 管理技術者に必要な資格及び実務経験

管理技術者は、表-1に示す国家資格及び実務経験を有していなければならない。

なお、実務経験は平成○年度以降【○は、入札公告を行った年度から起算して10年前の年度を標準とする。】のものとする。

表-1 管理技術者の資格要件

国家資格	実務経験
浄化槽技術管理者	浄化槽設備にかかわる保守点検に従事した経験を5年以上有するものとする。ただし、処理対象人員●●●人以上の浄化槽設備にかかわる保守点検に従事した経験を3年以上含むこと。

ハ) 施設保全管理員に必要な資格及び実務経験

・施設保全管理業務(水質)において配置予定の施設保全管理員は、表-2に示す資格及び学歴に応じた実務経験年数以上を有していなければならない。

表-2 施設保全管理業務(水質)に従事する施設保全管理員の資格要件

資格	学歴	実務経験年数	実務経験の内容
浄化槽技術管理者	大学卒業	5年	浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験をいう。ただし、処理対象人員●●●人以上の浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を3年以上含むこと。
	短大、専門学校卒業	7年	
	高校卒業者	9年	

ニ) 施設保全点検員に必要な資格及び実務経験

・施設特殊検査業務(水質)において配置予定の施設保全点検員は、浄化槽管理士の資格及び浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を1年以上有していなければならない。

表-3 施設特殊検査業務（水質）に従事する施設保全点検員の資格要件

資格	実務経験年数	実務経験の内容
浄化槽管理士	1年	浄化槽設備にかかる保守点検に従事した経験を1年以上有していること。

- iii) 業務実施方針及び手法  
業務実施計画及び手法が適格であること。

②知識確認に関する事項

入札公告における知識確認の結果に基づき、施設保全管理業務等を適正に遂行する能力を有すると認められた者を、入札公告の「1（5）配置人員について」のとおり、それぞれの職務に応じた技術者を契約期間中継続して配置できること。

- (4) 申請書等の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」（平成17年要領第96号）に基づき「地域●（●県、●県及び●県）」において、競争参加資格停止（以下「競争参加資格停止」という。）を受けていないこと。

6. 技術資料の作成に関する留意事項

技術資料は、下記により作成するものとする。

なお、業務の内容は、西日本高速道路株式会社「施設保全管理業務共通仕様書」（令和（平成）〇年〇月）及び配布資料による。

(1) 技術資料の作成方法

技術資料の様式は、様式-1～6に示されるとおりとし、A4判〇枚以内とする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする

(2) 技術資料の記載上の留意事項

記載事項		内容に関する留意事項
企業の経験・実績等	① 平成10年度以降の業務実績	・元請として上水設備及び浄化槽設備にかかる保守点検業務の実績
	② 平成〇年度の業務成績（当該契約業務の業績評価）	・平成〇年度業務実施者にあつては、業績評価がCでないこと
	③ 浄化槽保守点検業の登録状況	・〇〇県内における当該設備設置自治体の登録があり又は登録申請予定中であり開札日までに許可が得られること
配置予定管理技術者の資格及び実務経験	<p>・配置予定の管理技術者の氏名、配置予定の管理技術者が有する国家資格及び平成〇年度以降【〇は、入札公告を行った年度から起算して10年前の年度を標準とする。】に配置予定の管理技術者が従事した主な業務について記載する。</p> <p>・資格認定書等の内容が確認できる資料を添付すること。</p> <p>・技術資料の提出者以外の企業に所属していた時の業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。</p> <p>・記載様式は様式-2とする。</p>	
配置予定技術者の業務実施能力		

配置予定の技術者の業務実施能力	配置予定施設保安全管理員の資格及び実務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の施設保安全管理員の氏名、最終学歴、配置予定の施設保安全管理員が有する資格及び配置予定の施設保安全管理員が従事した主な業務について記載する。</li> <li>資格認定書等の内容が確認できる資料を添付すること。</li> <li>技術資料の提出者以外の企業に所属していた時の業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。</li> <li>記載する施設保安全管理員の人数は、次のとおりとする。 施設保安全管理員（水質） ○名以上 <b>【○名は、当該業務の配置人数に1名を加算した人数を標準とする。】</b></li> </ul> <p>なお、施設保安全管理員及び施設保全点検員について、重複した記載をしないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載様式は様式－3とする。</li> </ul>
	配置予定施設保全点検員の資格及び実務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の施設保全点検員の氏名、最終学歴、配置予定の施設保全点検員が有する資格及び配置予定の施設保全点検員が従事した主な業務について記載する。</li> <li>資格認定書等の内容が確認できる資料を添付すること。</li> <li>技術資料の提出者以外の企業に所属していた時の業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。</li> <li>記載する施設保全点検員の人数は、次のとおりとする。 施設保全点検員（水質） ○名以上</li> </ul> <p>なお、施設保安全管理員及び施設保全点検員について、重複した記載をしないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載様式は様式－4とする。</li> </ul>
業務の実施方針及び手法		<ul style="list-style-type: none"> <li>記載する項目は以下のとおりとし、②の13)以外の記述スペースについては、小項目毎にA4判1枚以内とする。</li> <li>なお、これとは別にA4判3枚以内の説明用の図表を添付してもよい。</li> <li>①点検対象設備を踏まえた業務の実施上の技術的留意事項</li> <li>② 業務の実施方針及び手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 統計解析（施設保安全管理業務）</li> <li>2) 補修計画（施設保安全管理業務）</li> <li>3) 現場管理（施設保安全管理業務）</li> <li>4) 緊急対応（施設保安全管理業務）</li> <li>5) 特殊検査業務（水質定期検査）</li> <li>6) 故障対応</li> <li>7) 記録</li> <li>8) 緊急時の対応（企業の支援体制等）</li> </ul> </li> <li>③ 安全対策に関する事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載様式は様式－5－1及び様式－5－2とする。</li> </ul>

## 7. 技術資料の提出等

### (1) 提出期間

令和●年●月●日から令和●年●月●日までの土曜日、日曜日及び祝日【**年末年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年末年始(令和●年●月●日から令和●年●月●日)とする。」**】

(以下「休日」という。)を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

### (2) 提出場所

提出場所は3. の担当部署とする。技術資料は正本1部、副本2部を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

## 8. 技術資料の審査における評価項目及び評価の着目点

- (1) 提出された技術資料の審査及び知識確認の結果について、競争参加資格を確認するための基準に基づく技術審査を行い、入札参加者が当該業務を適正に履行する能力を有するか否かの技術的適性を確認する。

(2) 技術審査における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりである。

技術審査における評価項目及び評価の着目点

評価項目		評価の着目点
企業の経験・実績等	① 平成〇〇年度以降の業務実績	元請として上水設備及び浄化槽設備にかかる保守点検業務の実績
	②平成〇〇年度の業務成績(当該契約業務の業績評価)	平成〇〇年度業務実施者にあつては、業績評価がCでないこと
	③ 浄化槽保守点検業の登録状況	〇〇県内における当該設備設置自治体の登録があり又は登録申請予定中であり開札日までに許可が得られること
配置予定の技術者の業務実施能力	①管理技術者	配置予定の管理技術者が有する資格及び平成〇年度以降【〇年度は、入札公告を行った年度から起算して10年前の年度を標準とする。】の実務経験
	②施設保全管理員	施設保全管理員に配置予定の必要技術者数
		施設保全管理員に配置予定の技術者が有する資格及び実務経験
	③施設保全点検員	施設保全点検員に配置予定の必要技術者数
施設保全点検員に配置予定の技術者が有する資格及び実務経験		
企業の業務実施能力	①業務の実施方針及び手法	業務の実施方針及び手法の妥当性
	②知識確認	当該業務の遂行に必要な業務の実施方針及び手法に関する理解の程度
	③業務成績	平成〇年度【平成〇年度は、当該公募対象業務の前年度を標準とする。】の業務成績

(3) 知識確認の実施に係る詳細については、別紙－2「知識確認実施概要」による。

## 9. 苦情申立てに係る事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち、当該業務について競争参加資格がないと認めたものについて、競争参加資格がないと認めた旨及び理由(以下「競争参加資格がないと認めた理由」という。)を書面により通知する。
- (2) 競争参加資格がないと認めた理由の通知を受けた者は、通知に記載された期限までに、書面(別紙－3)により●●支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。【別記様式3(競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書例)を参考に別紙－3を作成すること】
- (3) ●●支社長は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、8－2の期限の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日を含まない。)に書面により回答する。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ①受付場所：3. に同じ
  - ②受付時間：午前10時～午後4時

## 10. 再苦情申立てに係る事項



9. (3) の回答に不服がある者は、同回答に係る書面を受け取った日から7日以内（行政機関の休日を含まない。）に書面に（別紙－4）より●●支社長に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は、入札監視委員会が行う。【別記様式5（再苦情申立書例）を参考に別紙－4を作成すること】

## 1 1. 技術資料の作成に関する問合せ窓口

(1) 技術資料に関する質問については、書面（様式は自由）により提出すること

①受領期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。

持参する場合は上記期間の休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

②提出場所：3. に同じ

③提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1) により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに書面により回答するものとする。なお、質問及び回答内容は次のとおり閲覧に供するとともに、申請書等を提出した入札者に電送するものとする。

①期間：回答日の翌日から入札書提出期限の前日までの休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。

②場所：3. に同じ

## 1 2. その他

(1) 技術資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された技術資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 5 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、7により技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 提出された技術資料は、返却しないものとする。

(5) 技術資料に虚偽の記載をした場合は、技術資料を無効とするとともに、虚位の記載をした者に対して競争参加資格停止を行うことがある。また、競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すこととする。

(6) 競争参加資格を確認するために必要な要件についての審査基準日は競争参加資格確認申請の提出期限の日とし、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに競争参加資格停止期間が満了する場合に限り競争参加資格停止中の者からも技術資料を受け付ける。

(7) 同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことによって配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、技術資料を提出した者は、直ちに書面（様式は自由）にて当該技術資料の取下げを行うこと。

(8) 技術資料に記載した配置予定の管理技術者、施設保全管理員及び施設保全点検員（以下「配置予定技術者等」という。）は、原則として変更できない。ただし、本人の病気、死亡等きわめて特別な理由でやむを得ず当該配置予定技術者等を配置できなくなった場合は、速やかに契約責任者に当該配置予定技術者等の変更について届け出たうえ、代替者が配置予定者と同等以上の業務の遂行能力を有する者であるとの契約責任者の承諾を得なければならない。

なお、技術資料等の受領期限以降、入札までの間において、当初技術資料に記載した配置予定技術者等、又は契約責任者の承諾を得た配置予定技術者等を配置できない場合は、入札に参加できないものとし、また、落札決定後、契約締結までの間において、当該配置予定技術者等を配置できない場合は、契約を締結しないものとする。

(9) 技術資料の差替え及び再提出は認めない。

(10) 本件業務に係る次年度の契約を、本件業務の契約の相手方と随意契約により締結する場合がある。その場合、5で規定する各々の要件を引き続き満たさなければならない。

## 添付資料

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) 技術資料の様式                  | 別紙－1        |
| 技術資料の提出について                  | (様式－1)      |
| 配置予定管理技術者の資格等                | (様式－2)      |
| 配置予定施設保全管理員（水質）の資格等          | (様式－3)      |
| 施設特殊検査業務（水質）実施予定の施設保全点検員の資格等 | (様式－4)      |
| 業務の実施方針及び手法                  | (様式－5-1、-2) |
| (2) 知識確認実施要概要                | 別紙－2        |
| (3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書例   | 別紙－3        |
| (4) 再苦情申立書                   | 別紙－4        |
| (5) その他の配布資料【必要に応じて添付する。】    |             |
| 参考図面等                        |             |
| 図－1 位置図                      |             |
| 図－2 平面図                      |             |
| 図－○ その他必要な参考図                |             |
| 表－1 交通量データ                   |             |
| 表－2 気象データ                    |             |

※求める業務実施方針及び手法の中で、記述を求めた項目に必要な図面・データ・要領・マニュアル等を配布する。なお、販売されている図書については配布しないものとする。

別紙－１（技術資料）

【別添３ 別紙－１（技術資料例）をもとに作成し添付】

別紙－２（知識確認実施概要）

【別添３ 別紙－５（標準知識確認実施概要）をもとに作成し添付】

別紙－３（競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書例）

【別記様式３（競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書例）をもとに作成し添付】

別紙－４（再苦情申立書）

【別記様式５（再苦情申立書）をもとに作成し添付】

## 別紙－４（技術審査基準例（施設保全管理業務））

### 技術審査基準

#### （１）評価項目

各評価項目等の評価は、以下に示すものを標準とする。

評価項目	評価の着目点		適 格	不 適 格
配置予定技術者の業務実施能力 (注1)	① 管理技術者	管理技術者に配置予定の技術者が有する資格及び実務経験	配置予定管理技術者が必要な資格及び実務経験を有する	左に該当しない
		② 施設保全管理員	施設保全管理員に配置予定の技術者数	必要人数を満たす
	③ 施設保全点検員	施設保全管理員に配置予定の技術者が有する資格及び実務経験	施設保全管理員が 必要な資格及び実務経験を有する	左に該当しない
		施設保全点検員に配置予定の技術者数	必要人数を満たす	左に該当しない
	③ 施設保全点検員	施設保全点検員に配置予定の技術者が有する資格及び実務経験	施設保全点検員が 必要な資格及び実務経験を有する	左に該当しない
		施設保全点検員に配置予定の技術者数	必要人数を満たす	左に該当しない
企業の業務実施能力	① 業務の実施方針及び手法	1 点検対象設備を踏まえた業務の実施上の技術的留意事項	右に該当しない	項目（小項目を含む）のうち、1項目でも記述のない場合又は記述されている内容が不適切な場合
		2 業務の実施方針及び手法 1) 統計解析（施設保全管理業務） 2) 補修計画（施設保全管理業務） 3) 現場管理（施設保全管理業務） 4) 緊急対応（施設保全管理業務） 5) 特殊検査業務（水質定期検査） 6) 故障対応 7) 記 録 8) 緊急時の対応（企業の支援体制等）		
		3 安全対策に関する事項		
	② 知識確認		適格	左に該当しない
	③ 令和□年度の業務成績（当該契約業務の業績評価） (注2)		AAA、AA、A 又はB	C

注1： 配置予定技術者として記載された技術者のうち、資格要件を満たさない者の記載があった場合は不適格とする。

注2： 「令和□年度」は、当該公募対象業務の前年度を標準とする。

#### （２）評価要領

「配置予定技術者の業務実施能力」及び「企業の業務実施能力」の評価において、不適格があれば競争参加資格がないものとする。

## 別紙－５（標準知識確認実施概要（施設保全管理業務））

（別紙－２）

### 知 識 確 認 実 施 概 要

#### 1. 適用範囲

この要領は、●●支社が実施する●●地区水質保全管理業務【件名を記載】の知識確認に適用する。

#### 2. 実施日時等の通知

知識確認実施日の7日前までに、入札参加希望者に実施日時、実施場所及び対象者の氏名を通知する。

#### 3. 確認対象者

知識確認の対象者は、入札参加希望者が技術資料において配置予定として記載した管理技術者及び施設保全管理員全てとする。

#### 4. 知識確認の内容

知識確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、当該業務の遂行に必要となる業務の実施方針及び手法に関する理解の程度を確認するものとする。

#### 5. 知識確認の実施方法

- (1) 知識確認は、前記4の知識確認の内容に関して、配置予定技術者種別（管理技術者、施設保全管理員（水質））に応じた設問により、筆記による択一式の回答を行う。
- (2) 上記（1）の設問は、●問程度とし、配点合計は100点とする。
- (3) 知識確認の時間は、●時間程度を予定している【●は1時間半程度を標準とする。】。

#### 6. 注意事項

- (1) 知識確認の対象者については、対象者本人であることを確認するため、写真付きの身分証明書等（運転免許書、パスポート等）を提示すること。また会社の所属を確認するため、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングした健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写しを提示すること。  
なお、確認対象者であること並びに会社所属が確認できない場合は、当該対象者は失格とする。
- (2) 対象者に不正が見受けられた場合には、その対象者を失格とする。
- (3) 知識確認は筆記により回答を行うことから、鉛筆等を持参すること。
- (4) 知識確認の実施中に途中退席した者は、原則として再入室を認めない。
- (5) 知識確認において、他の対象者の妨げとなる行為を行った者には退室を求めることがある。この場合、当該対象者は知識確認の内容に関わらず失格とする。

#### 7. 知識確認の評価方法

- (1) 前記5の配置予定技術者種別ごとの平均点が全て70点以上の入札参加希望者を適格とし、平均点が70点に満たない場合は不適格と判定する。
- (2) 前記6の(1)、(2)及び(5)の失格並びに対象者の欠席により、対象者数が技術資料において必要とした配置予定技術者数に満たなくなった場合には、当該入札参加希望者を不適格と判定する。
- (3) 前記6の(1)、(2)及び(5)の失格とした対象者並びに特別な事情でやむを得ず欠席した対象者は、上記(1)に規定する平均点算出の対象としない。  
なお、地震・大雪等、当社の認める特別な理由により、やむを得ず欠席した場合の措置については、別途通知する。
- (4) 上記(1)により適格とされた入札参加希望者であっても、70点に点数が満たない配置予定技術者は、当該業務に配置することはできない。

#### **8. 適格配置予定技術者の通知**

入札参加希望者から提出された技術資料及び入札参加希望者の知識確認の結果、適格と判定された配置予定技術者の氏名等を競争参加資格結果通知に合せ通知する。

以 上

## 別紙－6（標準知識確認要領（施設保全管理業務））

### 標準知識確認要領

（目的）

第1条 この要領は、●●支社が実施する●●地区水質保全管理業務の契約手続きに係る審査のうち、知識確認の内容、実施方法及び評価方法等について定め、適正かつ円滑な手続きに資することを目的とする。

（知識確認の実施日時）

第2条 知識確認は、当該業務に係る通達において定めるスケジュールに従い、技術資料の提出期間終了後、すみやかに実施する。

2 知識確認は、原則として●月●日の●時から実施するものとする。ただし、第4条で規定する受審対象者の人数によっては、実施日時を変更できるものとする。

（知識確認の場所）

第3条 知識確認の場所は、●●支社●●会議室とする。ただし、第4条で規定する対象者の人数によっては、場所を変更できるものとする。

（対象者）

第4条 知識確認の対象者は、入札参加希望者が技術資料において配置予定として記載した管理技術者及び施設保全管理員全てとする。

（主任確認者及び確認者）

第5条 主任確認者は技術審査会長が任命するものとし、支社の課長又は調査役から選定することを標準とする。

2 主任確認者は、自らを補助する確認者を任命することができるものとする。

（立会人）

第6条 技術審査会において、知識確認の立会人を西日本高速道路株式会社社員以外の外部の者より選出することができるものとする。

（知識確認の内容）

第7条 知識確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、当該業務の遂行に必要な業務の実施方針及び手法に関する理解の程度を確認するものとする。

（知識確認の実施方法）

第8条 知識確認は、第7条の知識確認の内容に関して、配置予定技術者種別（管理技術者、施設保全管理員（水質））に応じた設問を設け、筆記による択一式の回答を行わせるものとする。

- 2 前項の設問は、●問とし、配点合計は 100 点とする。
- 3 知識確認の時間は、●時間とする【●は 1 時間半程度を標準とする】。
- 4 主任確認者又は確認者は、知識確認の対象者について、写真付きの身分証明書等（運転免許書、パスポート、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングした健康保険被保険者証の写し等）の提示を求め、第 4 条に規定する対象者であること並びに会社の所属を確認する。なお、確認ができない対象者は失格とする。
- 5 主任確認者又は確認者は、対象者に不正が見受けられた場合には、その対象者を失格とする。

（知識確認実施概要）

第 9 条 別紙の知識確認実施概要を入札予告の日から技術資料等提出期限日までの間、入札参加希望者に技術審査要領に綴じこみ、実費負担で交付するものとする。

（実施日時等の通知）

第 10 条 契約責任者は、知識確認実施日の 7 日前までに入札参加希望者に実施日時、実施場所及び対象者の氏名を通知するものとする。

（評価方法）

- 第 11 条 第 8 条第 1 項で規定する配置予定技術者種別ごとの平均点が全て 70 点以上の入札参加希望者を適格とし、平均点が 70 点に満たない場合は不適格と判定する。
- 2 第 8 条第 4 項及び第 5 項の失格並びに対象者の欠席により、対象者数が技術資料において必要とした配置予定技術者数に満たなくなった場合には、当該入札参加希望者を不適格と判定する。
  - 3 第 8 条第 4 項及び第 5 項の失格とした対象者並びに特別な事情でやむを得ず欠席した対象者は、第 1 項に規定する平均点算出の対象としないものとする。
  - 4 第 1 項の適格とされた入札参加希望者であっても、70 点に点数が満たない配置予定技術者は、当該業務に配置することはできないものとする。
  - 5 知識確認の採点は、主任確認者及び確認者が行う。
  - 6 知識確認結果については、知識確認実施後速やかに技術審査会へ報告するものとする。

（適格配置予定技術者の通知）

第 12 条 契約責任者は、競争参加資格を有すると認めた者に対し、知識確認が適格と判定された配置予定技術者の氏名等を競争参加資格確認結果に合せ通知するものとする。

以 上



別紙一七(知識確認結果通知書 (施設保全管理業務))

令和 年 月 日

〇〇〇〇 株式会社 殿

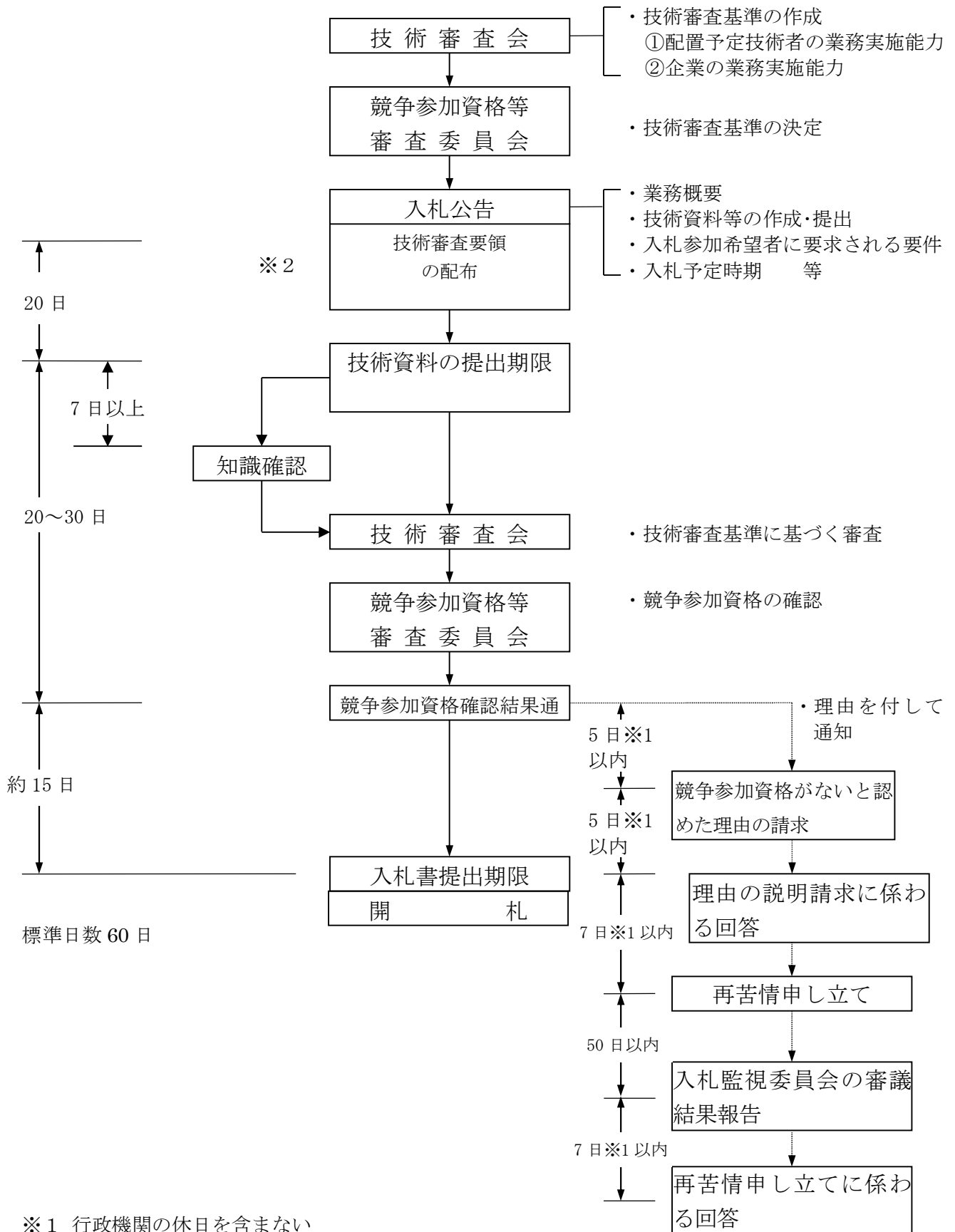
西日本高速道路株式会社 支社長

〇〇業務に係わる知識確認結果について

業務名		●●●●地区水質保全管理業務		
知識確認	机上知識	〇〇 点 適格・不適格		
	現場知識	_____		
会社の知識確認結果 (総合)		適格・不適格		
参加者	配置予定技術者	氏名	知識確認結果	適否
	管理技術者		点	
			点	
			点	
			点	
	施設保全管理員 (水質)		点	
			点	
			点	
			点	
	平均点			点

別紙－ 8（標準日数（施設保安全管理業務））

施設保安全管理業務における条件付一般競争入札方式の実施手続



※1 行政機関の休日を含まない

※2 技術審査要領には、技術資料の作成方法、様式、技術審査における評価項目及び選定の着目点、並びに図面（技術資料の作成に必要な全ての情報を含むこと。）が含まれる。配布資料は、技術審査要領その他必要となる資料一式。